



1月21日 東地申第36号

## 安全・安定輸送の確保と働きやすさの向上を 目指した「乗務員の業務等の見直しについて」の 実施を求める申し入れ提出！

2021年9月15日「乗務員の業務等の見直しについて」として、技術革新や業務の変化を踏まえ、安全・安定輸送を確保しつつ働きやすさの向上を図りながら、これまでの役割分担にとられない柔軟な働き方を実現していくことを目的として2022年3月ダイヤ改正で実施するという提案が本部・本社間で行われました。

提案時、会社は「乗務員勤務制度の見直しを行うものではない」「現状にあってないものを見直し、働きやすさをつくることで新たな価値を創造していきたい」と言及し、見直し項目として①出勤予備者の基本となる労働時間数の定め②早目出場の見直し③発車看視の廃止④入区点検の見直し⑤点呼箇所と休養室間の移動時間の取扱い⑥起床点呼後における付加時間の一部見直し⑦帰着点呼の廃止⑧その他実施する事項として「運転士による始発列車のドア扱い等を全支社の取扱いとして拡大する」とし、中央総武緩行線・京浜東北根岸線・常磐緩行線で試行し、令和3年度末改正から実施するとしています。

中野電車区・中野車掌区・綾瀬運輸区・大田運輸区では「運転士による出区電車のドア扱い等」の試行が行われていますが、職場ごとに案内設定の取扱いの違いがあることや、出区時の据付時間から折り返し時の作業時間などトライアルによる必要なデータが取られているのかと疑問や課題が山積し、職場から不安の声が挙げられています。実施ありきの「乗務員の業務等の見直し」では、現場での問題点は解消されるどころか安全・安定輸送やお客さまサービスの低下を招くことは明らかです。

東京地本は2021年度東地申第1号「運転士による出区電車のドア開扉ならびに案内設定の取扱い変更の延期・見直しを求める緊急申し入れ」の団体交渉で指摘してきたとおり、各施策や取扱い変更は検証し、現場の意見を取り入れながら進めていくことが健全な組織運営であると考えています。取扱い変更による検証結果と問題点を本社に報告を求めるとともに、現場と共に問題解決へ努力し、安全・安定輸送とお客さまサービスの向上を目指すべきことから以下の通り申し入れを行いました。

### ～申し入れ項目～

1. 早目出場の見直しによる支社としての課題を明らかにすること。
2. 入区点検の見直しによる支社としての課題を明らかにすること。
3. 「2022年3月ダイヤ改正等」において、乗務員の準備時間・整理時間・徒歩時分などの労働時間は実態に即し、ゆとりある時分を確保すること。
4. 支社管内で点呼箇所と休養室間の移動時間を労働時間として扱っている箇所をすべて明らかにすること。また取扱い変更における支社としての考え方を明らかにすること。
5. 現在、中央総武緩行線、京浜東北根岸線、常磐緩行線で行われている「運転士による出区電車のドア扱い等」の試行においてこれまで現場から挙げられている問題点と列車の遅れ件数などすべて明らかにすること。また、今後、計画されている他線区での想定される問題点も明らかにすること。なお、問題点が解消されない場合は「運転士による始発列車のドア扱い等」の実施を延期すること。

**東京地本は職場の声に基づき問題解決のため、団体交渉に臨みます！**